

第三十三回 参議院外務委員会會議録第二号

昭和三十四年十一月五日(木曜日)午前
十時二十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 鹿島守之助君
理事 井上 清一君
吉米地英俊君
堀本 謙三君
森 元治郎君

委員

青柳 秀夫君
大谷 勝之助君
笹森 順造君
杉原 荒太君
津島 壽一君
永野 護君
羽生 三七君

政府委員

外務政務次官 小林 絹治君
外務大臣官房長 内田 藤雄君
事務局側

常任委員

会専門員 渡邊 信雄君
外務省経 濟局次長 高野 藤吉君

説明員

外務省経 濟局次長 高野 藤吉君

○千九百五十九年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(鹿島守之助君) ただいまか

第四部 外務委員会會議録第二号

昭和三十四年十一月五日【参議院】

外務委員会を開会いたします。

千九百五十九年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、以上本院先議の両案件を便宜一括議題として政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(小林絹治君) ただいま議題となりました千九百五十九年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を説明いたします。

この協定は、一九五六年の国際小麦協定が、三カ年の有効期間の後本年七月三十一日をもって終了することとなつておりましたので、これにかわる新たな協定として、国際連合主催のもとに、ジュネーブで開催され、わが国も代表を出席せしめた国際連合小麦会議において三月十日採択されたものであります。

この協定は、従来の協定に比べ、三年間の運用の成果を考慮して種々の修正、改善を加えられておりますが、その趣旨は同様であり、小麦の価格を安定せしめ、小麦の輸出入の立場を相互に調整し、その供給及び需要を確保し、かつ、生産者及び消費者を重圧的過剰あるいは過度の不足より救ふことを目的としております。わが国もこの協定の当事国となることによりまして、小麦の通常の輸入総量の五〇％に当たる約百万トンを経済国から買付け、これを保証することによつて、小麦の需給関係の変化にかかわらず一定

の幅の中に安定した価格をもつて小麦を買い入れることができるようになり、また、世界の小麦の国際貿易の向上において主要小麦輸入国としてのわが国の立場を十分に保護するために大いに利益があると考えられます。

政府といたしましては、右の利点を考慮し、本年四月二十三日に、この協定に署名いたしました。また、この協定の受諾期限は一応七月十六日となつておりますが、国内手続上同日前に受諾を行なうことができない国は、あらかじめ受諾の意思を同日までにアメリカ合衆国政府に通告しておいて、十二月一日までに正式の受諾書寄託を行なえばよいこととなつておりますので、この規定に基づき、政府は、六月二十二日に右の通告を行なつております。

よつて、この際この協定の締結について御承認を求める次第であります。右の事情を御了察され御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

まず、わが国の在外公館の新設につきましては、ルーマニア及びブルガリアに公使館を、マニラに総領事館を設置することとしたのであります。

御承知の通り、ルーマニア及びブルガリアとの国交は第二次世界大戦中絶絶したままになっておりましたが、

ルーマニアとは本年九月一日、ブルガリアとは九月十二日に、それぞれ公文を交換いたしました。ここにわが国との国交の回復をみるに至つた次第であります。

わが国とこれら兩國とは戦前すでに公使を交換いたし政治、経済及び文化等の諸面で終始友好関係を維持してきたものであります。今回再び国交が回復いたしましたことに伴ひ兩國にわが国の公使館を設置するものであります。

また、マニラに総領事館を設置いたします理由は、比国政府の方針が領事事務は領事委任状の提出ある場合にのみこれを認めるといふことであります。すので、わが国内法上正規の領事委任状を交付し得るよう法律上の措置としてマニラに総領事館を設置することによつてわが国が比国において正式に領事事務を遂行し得るようになるものであります。

次に在ギリシャ公使館を大使館に昇格することにつきましては、従来ギリシャは東亜には名誉領事のみにて大公使館を設置しおらず今般ギリシャ側において東亜に大使館を設置することとし始めてわが国に大使館を設置する措置をとりましたので、これに対応するためギリシャ日本公使館を大使館に昇格するものであります。

このような在外公館の新設及び昇格を行つたための法的措置をいたしまして、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正を行なうわけであります。

法律の一部改正を行なうわけであります。

すが、同時にこれらの在外公館並びにさきに設置されました在ハンガリー公使館に勤務すべき職員の内勤俸を定める必要が生じますので、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律にも改正を加えることとし、これら二つの法律の一部を改正するための法案として本法律案を提出する次第であります。

何とぞ、本案につき慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことをお願いいたします。

○委員長(鹿島守之助君) ただいま説明を聴取いたしました両案件のうち、まず千九百五十九年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件について、これより直ちに質疑に入りま

す。質疑のある方は順次御発言を願います。なお、政府側より高野経済局長、根本国際協定課長が出席いたしてあります。

○井上清一君 国際小麦協定について若干質問をいたしたい。ただいま政務次官からお話になりました国際小麦協定の提案理由の説明の中に「三年間の運用の成果を考慮して種々の修正、改善を加え」たのであります。こ

う言葉があるわけでありまして、どういふ点で、これまでの協定に対して今度の新しい協定が改善修正を加えられておるかということ伺いたいと思

て、非常に弾力性を帯びて参りましたので、旧協定におきましては義務輸入量が百万トンと、日本にたとえますと、百万トンというのは今度パーセンテージになりまして五〇％ということになります。これは日本が、たとえ八百八十万吨しか輸入しなかつた場合に、今までは百万トンの価格帯内の最低価格、すなわち当時における国際価格における最高と申しますか、高い値段でどうしても百万トンを買取くことを義務付けられたのでございますが、今度の新協定におきましては五〇％でございますから、八百八十万吨の場合に九十万トン、従つて日本の利益がこれだけ保障される、擁護されるということになりました。それから第二点になりました。最高価格に上つた場合、すなわち小麦が非常に高くなつた場合に、今までは百万トンしか日本は権利がなかつたのでございますが、今度はその今までの実績の全量とその当時の価格帯における最高価格、すなわちその時期における国際価格の最低価格でほとんど日本の需要量が輸入できるということになりました。その点が、値段が上つた場合に日本の権利が保障されるようになりました。

それから第二点といたしましては、今までの最高価格二ドルというのが一ドル九十セント、十セント下つたという点、日本の輸入国の立場が非常に今までの協定の運営上、経験にかんがみまして、日本の立場、輸入国の立場が非常に改善されました。この点が新協定の非常に有意義な点じゃないか。それから第三点といたしまして、今までおまな輸入国であつたイギリスが今度新協定に加入いたしました。この点、国際小麦の需給関係において非常にこの協定自身が有意義かつ有効的になつたという点がございいます。

○井上清一君 イギリスがこれまで国際小麦協定に加入してゐなかつた理由は、どういふ理由か私は伺いたいと思ふのですが、これは世界的に小麦が今過剰生産になつておる、それで国際小麦協定というものを作ることによつて、その場合、アメリカとしては、アメリカの国内小麦価格を安定させる上において非常に有効なわけですから、それで、そういうことで、アメリカ側の利益というものが非常にこの国際小麦協定の場合に考慮されるのじゃないか。それで日本としては、食糧が非常に不足であつたころは、小麦協定に加入して、利益があつたかと私は思ふのだけれども、現在のように日本の食糧事情が安定してきておる……小麦に相当頼らなければならぬ部分もさういふ部分もございますが、必ずしもこれに入ることによつて、かえつて日本の小麦というものが、なるほどアメリカは数量的にもあるいは価格の点からも安定するかもしれないけれども、アメリカの小麦の価格安定には寄与するかもしれないけれども、日本としてはそれほど大きな利益がないのじゃないかという私は感じます。その点、それでイギリスがこれまで入らなかつたのは一体どういふ理由かという点と、もう一つは、私が今持つてゐる疑いについて一つ御意見を承りたいと思ふのです。

○説明員(高野藤吉君) イギリスが今まで入らなかつた理由は、主として小麦の過剰生産、過剰傾向にあります。これをどういふふうな解決するといふ点に非常に関心を持つていた点が一点と、その次は、ソ連あたりからある程度買取るという希望を持つていたと思ふのですが、今度入りましたのは、一つには、御承知のようにアメリカが大きな生産国でございますが、自分のドミニオンであるカナダ、オーストラリアからの強い要望もあつたような次第で、それからソ連からの輸入もそう大量に見通しがないといふことで、イギリスといたしましては、ドミニオンの要請及び国際協調という見地からこれに加入したとわれわれは判断しております。

○井上清一君 それでは日本としては、国際小麦協定に入つた方がよいのは食糧、小麦輸入については非常な安定感を持ち得ると思ひますけれども、価格とかその他の点について、果して日本としては有利かどうかといふ点を一つ伺つておきたい。

○説明員(高野藤吉君) 現状におきましては、価格帯並びに世界の生産価格が一ドル九十セント及び一ドル五十セントの間にありますから、現状におきましては入つておらなくても大した違いはないといふお説もございまして、さういふ点、これは輸入国及び輸出国のお互いの利益を長き将来において保証するといふ一種の保障的な制度でございまして、価格が非常に高くなつた場合はこれに入つておらないと日本としては非常に困るという点が一点。それからもう一点は、ほとんど世界の大きな生産国がこれに入つております。それから輸入国もこれに入つておりますので、これに入つておらなかつたといふ可能性があるという点。それから第二

点は、いざ困つた場合に、急に入れたくとも世界から非常にのけものになれるという点が第二点の心配であります。

○井上清一君 現在ソ連とかトルコ、ウルグワイあたりはこの協定に入つておらないと聞いています。それで将来これらの国々非常に安い小麦があるといふような場合に、この協定に日本が入つていましてそれらの国々から輸入することができないのかどうか。それから、もし輸入したら何かそれについてこの条約上あるいは義務違反とか何とかいふ問題が起きるのかどうか、さういふ点について私は伺いた

い。○説明員(高野藤吉君) ソ連は生産国でございますが、輸出能力は自由主義陣営にとつてはほとんどございせん。で、大体共産圏内にやつておりますから、これで国際市場を擾乱するといふことは近き将来考えられせん。それから、日本が、先ほど御説明申し上げました通りに、全輸入量の五〇％だけは買えばよろしいので、あと五〇％は価格次第によつてソ連から買うといふことも可能でございます。それで現実に少しは買つておりますが、フレイト、その他品質の関係で、近き将来におきましてソ連から大量に輸入するといふ見通しは現在のところございせん。

○井上清一君 日本は今小麦を買い付けています。主としてどこで、またその数量的にはどういふふうなことになるか。

○説明員(高野藤吉君) 主として買付けておられますのはアメリカ、カナダ、オーストラリアがおもなものでございまして。その数量は昨年の八月から

ことしの七月まで見ますと、アメリカが約九十六万吨、カナダが九十八万吨、オーストラリアが十七万吨でございまして。それにあとソ連から二万吨、イタリーから一万吨でございまして、合計二百四十四万吨となつております。

○委員(鹿島守之助君) なお、ちよつと申し上げますが、農林省から徳義輸入計画課長も出席されております。

ほかに質疑のおありの方はございせんか。——それでは本日のところ本件に関する質疑はこの程度にとどめ、残余の質疑はこれを次回に譲ることにいたします。

○委員(鹿島守之助君) 次に、在外

交館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案について質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。なお、政府側から内田官房長、北原参事官、新関欧亜局長、事官が出席いたしております。

○杉原荒太君 マニラの總領事館を設置するといふようなことですが、これは大使館の館員を事実上充てるつもりなのかといふ点を一つ聞きたい。また特別に總領事館づけのものを置くといふ趣旨なのか。

○政府委員(内田藤雄君) 館員を兼任させてやるつもりでございまして。

○杉原荒太君 全部ですか。

○政府委員(内田藤雄君) そりでございまして。

○杉原荒太君 今の提案理由の説明が、ここに書いてあることが、ちよつとだれが読んでも非常に理由の説明にびたつとこないのだ。それだから僕は何かあるのじゃないかと思つて質問して

いるのですが、これは理由の説明に
ちよつとならぬですね。どうしてこ
ういうふうな説明の仕方をしてい
るか。ほかの場合の設置の理由、設置を
必要とする事情というものを、何れも
書かないのであるが、何か特別のは
かの場合と違つた理由があるのかと
思つて聞いているのです。

で、大使館が旅券の査証、発給その他領
事事務をいたしますことにつきまして
そのまゝ認めておいておられるわけ
ですが、フィリピンの場合には、領事
事務を行う場合には形式上別にしてく
れということに非常な強要を請して参
りましたので、もつとも現在それを設
置するまでは事実上認めておられます
けれども、できる限りこういう措置をと
つて、やむを得ずこういう形をとらうと
いうことが今回の趣旨でございます。

○委員長(鹿島守之助君) ほかに質疑
のおありの方はございせんか。――
それでは本日のところ本案に関する質
疑はこの程度にとどめまして、残余の
質疑はこれを次回に譲ることいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十四時四十八分散会

の締結について承認を求めるの件
一、在外公館の名称及び位置を定め
る法律等の一部を改正する法律案
千九百五十九年の国際小麦協定の
締結について承認を求めるの
件
千九百五十九年の国際小麦協定の
締結について、日本国憲法第七十三
条第三号ただし書の規定に基き、国
会の承認を求める。

在外公館の名称及び位置を定める
法律等の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置を定め
る法律等の一部を改正する法律
(在外公館の名称及び位置を定め
る法律の一部改正)
第一条 在外公館の名称及び位置を
定める法律(昭和二十七年法律第
八十五号)の一部を次のように改
正する。

表中「在ポルトガル日本国大使館」

在ポルトガル日本国大使館

在ギリシヤ日本国大使館

在ギリシヤ日本国公使館

在ハンガリー日本国公使館

在ハンガリー日本国公使館

在ルーマニア日本国公使館

在ブルガリア日本国公使館

在カサブランカ日本国総領事館

在マニラ日本国総領事館

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の
一部を次のように改正する。

附則第七項中「在チェコスロヴァキアの各日本国大使館」の下に「並びに在ハンガリー、
在ルーマニア及び在ブルガリアの各日本国公使館」を加える。

別表大使館の項中

ポルトガル

三、二〇〇

二、三〇〇

一〇、四〇〇

八、三〇〇

七、三〇〇

六、二〇〇

五、四〇〇

四、七〇〇

三、九〇〇

三、〇〇〇

二、八七〇

二、六〇〇

二、三六〇

二、一四〇

二、〇〇〇

一、八〇〇

一、六〇〇

ポルトガル リスボン

ポルトガル リスボン

ギリシヤ アテネ

ギリシヤ アテネ

ハンガリー ブダペスト

ハンガリー ブダペスト

ルーマニア ブカレスト

ブルガリア ソフィア

モロッコ カサブランカ

モロッコ カサブランカ

に改める。

を

に

を

を

を

ポルトガル 三、二〇〇

ギリシヤ 二、三〇〇

三、九〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

ポルトガル 三、二〇〇

ギリシヤ 二、三〇〇

三、九〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

ポルトガル 三、二〇〇

ギリシヤ 二、三〇〇

三、九〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

ポルトガル 三、二〇〇

ギリシヤ 二、三〇〇

三、九〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

四、一〇〇

昭和三十四年十一月十日印刷

昭和三十四年十一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局